特養料金表 令和4年 10 月 1 日改定

特別養護老人ホーム神出シニアコミュニティご利用時に係る費用の概算です。
介護保険の対象となるサービス利用料金＋食事＆居住費＋日常生活に係る費用が必要となります。

＊介護保険の対象となるサービスの料金＊ （ご利用料金の概算です。1単位を 10.54 円で計算。）

〇介護サービス利用料金

基本利用料金	1日につき(単位数)						1月につき（単位数）				1月につき（金額）		
	基本単位数	日常生活継続支援加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅲ	科学的介護推進体制加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位数	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割
介護1	573	36	4	8	16	50	1643	535	317	22292	￥ 23,496	￥ 46,992	￥ 70,488
介護2	641	36	4	8	16	50	1818	591	350	24664	￥ 25,996	￥ 51,992	￥ 77,988
介護3	712	36	4	8	16	50	2001	651	386	27144	￥ 28,610	￥ 57,220	￥ 85,830
介護4	780	36	4	8	16	50	2176	708	419	29517	￥ 31,111	￥ 62,222	￥ 93,333
介護5	847	36	4	8	16	50	2348	764	453	31856	￥ 33,577	￥ 67,153	￥100,729

＊新規入所者の総数のうち要介護4･5の者を 70%以上または認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者を 65%以上、またはたんの吸引等が必要な者を 15%以上受け入れ、入所者6名に対し介護福祉士を1名以上配置しています。
＊夜勤時間帯を通じて、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置しています。
＊常勤の看護師を配置しており、看護職員を入所者25名に対し1名以上配置しています。
＊看護職員と24時間連絡体制を確保しています。
＊夜勤を行う介護職員・介護職員数を「配置基準より1人以上」上回り配置しています。

＊入所者ごとの心身の状況等の基本的な情報を提出し、必要な情報を活用しています。
（科学的介護推進体制加算Ⅱ）
＊令和 6 年 3 月 31 日までの間、介護職員の処遇改善計画に基づき処遇改善を行っている場合、所定単位数の 1000 分の 83 に相当する単位数の加算が行われます。（介護職員処遇改善加算Ⅰ）
＊介護職員等の賃金の改善等を実施している場合、所定単位数の 1000 分の 27 に相当する単位数の加算が行われます。（介護職員等特定処遇加算Ⅰ）
＊介護職員等の賃金のベースアップ等の引き上げを実施している場合、所定単位数の 1000 分の 16 に相当する単位数の加算が行われます。（介護職員等ベースアップ等支援加算）

※一定の条件を満たされている方は、減免制度が適用される場合があります。（端数計算）

〇その他の加算など（1日あたり）

加算項目	単位数	自己負担額			備考
		（1割）	（2割）	（3割）	
安全対策体制加算	20 単位	￥ 25	￥ 49	￥ 73	安全対策を実施する体制が整備されている場合（入所初日のみ算定）
初期加算	30 単位／日	￥ 35	￥ 70	￥ 105	入所した日又は 30 日を越える病院等の入院後施設に再入所した場合 30 日間加算
外泊加算	246 単位／日	￥ 292	￥ 584	￥ 876	1ヶ月に6日を限度として基本利用料金に代えて算定
褥瘡マネジメント加算Ⅰ＊	3 単位／月	￥ 4	￥ 7	￥ 10	入所者の褥瘡発生を予防するため、継続的に入所者ごとの褥瘡管理を行った場合
褥瘡マネジメント加算Ⅱ＊	13 単位／月	￥15	￥ 30	￥ 45	Ⅰに加え、入所者等に褥瘡の発生のないこと
ADL維持等加算Ⅰ＊	30 単位／月	￥ 35	￥ 70	￥ 105	入所者全員についてADL値を測定し、ADLを改善した場合（ADL利得の平均値が1以上）
ADL維持等加算Ⅱ＊	60 単位／月	￥ 72	￥ 144	￥ 215	入所者全員についてADL値を測定し、ADLを改善した場合（ADL利得の平均値が 2 以上）
排せつ支援加算Ⅰ＊	10 単位／月	￥ 12	￥ 23	￥ 35	継続的に入所者ごとの排泄支援を行った場合
排せつ支援加算Ⅱ＊	15 単位／月	￥ 17	￥ 34	￥ 51	Ⅰに加え、排便・排尿の改善またはおむつ使用なしに改善した場合
排せつ支援加算Ⅲ＊	20 単位／月	￥ 25	￥ 49	￥ 73	Ⅰに加え、排便・排尿の改善かつおむつ使用なしに改善した場合
口腔衛生管理加算Ⅰ＊	90 単位／月	￥ 106	￥ 211	￥ 317	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月 2 回以上行った場合

口腔衛生管理加算Ⅱ＊	110 単位／月	￥ 131	￥ 262	￥ 392	Ⅰに加え、口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
療養食加算	6 単位／食	￥ 7	￥ 13	￥ 19	医師の食事箋による療養食を提供した場合
経口移行加算	28 単位／日	￥ 33	￥ 66	￥ 98	医師の指示に基づく栄養管理を行い経管栄養から経口栄養に移行した場合（原則 180 日）
経口維持加算Ⅰ	400 単位／月	￥ 475	￥ 949	￥1423	経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行う場合
経口維持加算Ⅱ＊	100 単位／月	￥120	￥ 239	￥ 358	経口維持加算Ⅰを算定している場合であって、協力歯科医療機関を定め、会議を行った場合
再入所時栄養連携加算	200 単位／回	￥ 238	￥ 475	￥ 712	医療機関に入院した入所者が退院する際に、必要となる栄養管理が入院時と大きく異なるため、医療機関の管理栄養士と連携し栄養ケアを計画し、行った場合（1回を限度）
看取り介護加算1 死亡日以前 31～45 日	72 単位／日	￥ 86	￥ 171	￥ 256	医師が終末期にあると判断した入所者について医師、看護師、生活相談員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員等が共同して家族等の合意を得ながら看取り介護を行った場合（死亡前 45 日間を限度） 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容に沿った取組を行った場合
看取り介護加算 1 死亡日以前 4～30 日	144 単位／日	￥ 171	￥ 342	￥ 513	
看取り介護加算 1 死亡前日、前々日	680 単位／日	￥ 807	￥ 1,613	￥ 2,419	
看取り介護加算 1 死亡日	1280 単位／日	￥ 1,519	￥ 3,038	￥ 4,557	

※褥瘡マネジメント加算、ADL維持等加算、排せつ支援加算、口腔衛生管理加算については、それぞれⅠ～Ⅲのいずれかの加算のみを算定する

※*のあるものについては、LIFEへのデータ提出とフィードバックを活用している場合

＊食事＆居住費の提供に係る費用（介護保険対象外）＊

食事の提供に要する費用		介護保険負担限度額認定証に記載されている額				通常
利用料金		第1段階	第2段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第4段階以上
1日につき		￥ 300	￥ 390	￥ 650	￥ 1,360	￥ 1,600
（1ヶ月）		￥ 9,300	￥ 12,090	￥ 20,150	￥ 42,160	￥ 49,600
居住の提供に要する費用		介護保険負担限度額認定証に記載されている額				通常
種別	利用料金	第1段階	第2段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第4段階以上
個室	1日につき	￥ 320	￥ 420	￥ 820	￥ 820	￥ 1,171
	（1ヶ月）	￥ 9,920	￥ 13,020	￥ 25,420	￥ 25,420	￥ 36,301
多床室	1日につき	￥ 0	￥ 370	￥ 370	￥ 370	￥ 855
	（1ヶ月）	￥ 0	￥ 11,470	￥ 11,470	￥ 11,470	￥ 26,505

※外泊・入院などで居室を空けておく場合は、第1～3段階の方は、6日までは負担限度額認定証の適用が受けられますが、7日目からは別途料金が発生します。

【食費＆居住費概算】1ヶ月総計

種別	第1段階	第2段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第4段階
個室	￥ 19,220	￥ 25,110	￥ 45,570	￥ 67,580	￥ 85,901
多床室	￥ 9,300	￥ 23,560	￥ 31,620	￥ 53,630	￥ 76,105

＊日常生活に係る費用（介護保険対象外）＊

① 理美容代	￥1000/1 回	理美容師の出張によるサービスです。 料金は直接理美容師にお支払いください。
② 医療費	実費	老人保健法の規定どおり、受診医療機関にお支払いください。
③ 移送費、車両借上料	￥50/1 km	
④ 複写物の交付	￥10/1 枚	
⑤ 請求兼領収書の再発行	￥100/1 枚	
⑥ 写真代	￥30 円/1枚（L 版）	
⑦ 電話代	￥50 円/1通話	
⑧クラブ活動の材料費	※要した費用の実費をいただきます。	
⑨日用品	※要した費用の実費をいただきます。	
⑩特別な食事の提供費	※要した費用の実費をいただきます。	
⑪証明書	￥3000	年金等金銭収受に関する証明